

## **[事案 25-146] 契約無効・既払込保険料返還請求**

・平成 26 年 6 月 23 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 25-145]の申立人の姉妹である。

### **<事案の概要>**

募集人に伝えた希望と、異なる内容の保険契約であったことを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 7 月、終身保険の募集を妹を介して受けた際、募集人に対し、貯蓄型保険への加入希望を伝えて契約したが、実際は保障型の終身保険であった。

妹が複数の提案書を見せられ、「養老保険であれば、7 年目から掛け金のほぼ 100%近くが戻る」との説明を受け、養老保険への加入を希望したが、本契約が貯蓄型でないことや、解約返戻金が既払込保険料を著しく下回ることを説明がなかったため、契約を無効にし、既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、複数の提案書を提示し、複数回契約内容を説明しており、いずれの提案書の記載内容においても解約時の受取額（解約返戻金）が既払込保険料を上回らないことは明らかであった。
- (2) 申立人は妹を介して、契約内容について説明を受け、理解したうえで契約しており、申立人の希望に適した契約内容であることは明らかである。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人妹、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条 1 項・2 項にもとづく、不実告知または不利益事実の不告知による取消し。（主張①）
- (2) 民法 95 条にもとづく錯誤による無効を求めるもの。（主張②）

#### **2. 主張①について**

##### **(1) 不実告知について**

以下の理由により、不実告知による取消しの主張は認められない。

- ① 「養老保険であれば、7 年目から、掛け金のほぼ 100%近くが戻る」との説明（不実告知）の有無については、当事者双方の主張が異なり、他に申立人の主張を証明することができる証拠は見当たらない。

②本件で使用された養老保険の提案書によると、7年経過後の解約返戻金が既払込保険料を下回ることは明らかで、募集人が容易に判明する虚偽の説明をすることは考えられない。

(2) 不利益事実の不告知について

以下の理由により、不利益事実の不告知による取消しの主張は認められない。

本契約が貯蓄型でないことや、解約返戻金が既払込保険料を著しく下回ることの説明がなかったか否かについては、当事者双方の主張が異なり明らかではないが、仮に、同説明がなかったとしても、本契約は、医療保障と死亡・高度障害保障を兼ね備えた終身保険であり、解約返戻金が既払込保険料を下回る可能性は、契約時の合理的判断に必要な事項とはいえ、消費者契約法4条2項の「重要事項」には該当せず、また、募集人は、「利益となる旨を告げ」ていない。

3. 主張②について

申立人および妹が、本契約を養老保険と誤解し、あるいは7年経過すれば解約返戻金が既払込保険料とほぼ同額になると誤解し、それが要素の錯誤に当たるとしても、養老保険の提案書の提示は初回のみで、その後は終身保険の提案書が複数提示されており、提案書に記載された商品名や内容の記載より、本契約が養老保険ではないことや、解約返戻金が既払込保険料を下回ることは容易に理解できることなどから、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。したがって、申立人の錯誤無効の主張を認めることはできない。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当である。

- (1) 本件では、申立人の契約の動機は、言わばお付き合いで（契約直前に死亡した妹の生命保険金が支払われ、母親から、保険金が支払われた時はお付き合いで保険に入るものだとお支払い、契約することにしたもの）、長期間加入の意思もなかった。
- (2) 年額約50万円の保険料は申立人の収入で支払うことはできず、原資は妹の死亡保険金であり、申立人の貯蓄型保険への希望は強かった。
- (3) それに対し、募集人の最終的な提案が初回に提案した養老保険より貯蓄性が少なくなっていることの説明がなかった。
- (4) よって、募集人は貯蓄保険の希望が強い事情を知り得たことから、掛け捨て部分が増えることを指摘、確認などする配慮を欠いていたといえる。